

## 第8回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年2月27日(火) 午後3時30分から午後4時55分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 15人  
会長 6番 中井 悟  
会長職務代理 3番 西元 道啓  
委員 1番 中村 広 2番 気田 仁奈  
5番 面田 和幸 6番 伊藤 忠幸  
8番 坂野 幸夫 9番 吉田 靖志  
10番 杉本 峯一 11番 石井 妙司  
12番 坂井 明治 13番 近藤 一祝  
14番 黒川 利光 15番 宮武 正人  
16番 安田 伸二
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程  
第1 会議録署名委員の指名について  
第2 会期の決定について  
第3 諸報告について  
第4 農地法第18条第6項の規定による通知について  
第5 農地法第3条の規定による許可申請について  
第6 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
第7 令和6年農作業雇用標準金額の改定について  
第8 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
第9 第2回振興・農政専門委員会について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 高田 幸則  
農地係長 小柳 大騎

## 7 会議の概要

議長  
(中井会長)

ただいまの出席委員は、15名であります。  
定足数に達しておりますので、これから第8回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

それでは、日程に従って進めてまいります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

それでは、15番 宮 武 委員 と 16番 安 田 委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本日の総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

第7回の総会以降の諸般について、報告します。

2/20 北海道農業会議常設審議委員会 札幌市

2/27 振興・農政専門委員会 蘭越町役場

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。

番号1番から番号7番について上程します。

事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。  
令和6年2月27日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。契約期間は令和1年5月1日から令和11年4月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6年2月9日、解約成立年月日等は令和6年2月27日です。解約理由は、他の者に譲渡するためです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成29年6月30日から令和9年6月28日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6年2月7日、解約成立年月日等は令和6年2月27日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成27年11月27日から令和2年11月30日までで農地法によるものです。通知年月日は令和6年2月16日、解約成立年月日等は令和6年2月27日です。解約理由は、耕作していないためです。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和2年7月3日から令和12年7月2日までで強化法によるものです。通知年月日は令和6年2月16日、解約成立年月日等は令和6年2月27日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号5番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和6年2月8日から令和7年2月7日までで強化法によるものです。通知年月日は令和6年2月8日、解約成立年月日等は令和6年2月27日です。解約理由は、譲渡するためです。

両者については先月の総会にて、1年間の賃貸借を結んでいたところでしたが、〇〇さんの方から、3月に入ってから賃貸借で

はなく売買で進めたい意向があったことから解約するものです。

番号6番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は平成28年3月4日から令和8年3月3日までで強化法によるものです。通知年月日は令和6年2月8日、解約成立年月日等は令和6年2月27日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号7番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は令和3年7月6日から令和6年7月5日までで強化法によるものです。通知年月日は令和6年2月27日、解約成立年月日等は令和6年2月27日です。解約理由は、契約内容の変更をするためです。

ご審議をお願いします。

議長  
(中井会長)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

13番  
(近藤委員)

番号1番、内容は事務局の説明のとおりであります。場所は、〇〇から〇〇に向かいまして、〇〇のちょうど向かいの辺りの農地と〇〇さんの住宅の所から道路向かいの場所にある農地になります。この後の議案にてまた出ますのでよろしくお願いいたします。

12番  
(坂井委員)

番号2番から4番、内容は事務局の説明のとおりであります。番号2番の場所なのですが、〇〇を渡り、右に降りていくのですが、〇〇位行った所に〇〇さんの住宅があります。その裏側の圃場となります。

番号3番の場所なのですが、それも〇〇さんの住宅の近くとなります。

番号4番の場所なのですが、〇〇さんの住宅があるのですが、その裏側、〇〇沿いの圃場となります。よろしくお願いいたします。

14番  
(黒川委員)

番号5番、内容は事務局の説明のとおりでございます。場所は、〇〇から〇〇の方へ向かいまして、〇〇より〇〇位手前の右側の

〇〇との間にあります。

11番  
(石井委員)

番号6番、内容は事務局の説明のとおりでございます。場所は、〇〇を左に曲がって〇〇位行きますと〇〇さんの住宅があり、それを過ぎてその隣の〇〇さんの住宅の周りになります。

1番  
(中村委員)

番号7番、内容は事務局の説明のとおりでございます。場所なのですが、〇〇を〇〇側から〇〇位行くと〇〇さん宅があり、そのすぐ横の農地となっております。よろしく願いいたします。

議長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。  
原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

本案は原案のとおり受理することとします。  
日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

番号1番から番号4番について上程します。  
事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和6年2月27日提出。蘭越町農業委員会長名。

番号1番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は契約内容を変更し、引き続き農地を借り受けして、農業経営の安定化を図るためです。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円となります。権利設定の日は、農地法第3条許

可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和9年2月26日までの3年間です。

調査書は別紙のとおりです。

番号2番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は農地を借り受けして、農業経営の安定化を図るためです。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円となります。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和11年2月26日までの5年間です。

調査書は別紙のとおりです。

番号3番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は農地を借り受けして、農業経営の安定化を図るためです。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円となります。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和16年2月26日までの10年間です。

調査書は別紙のとおりです。

番号4番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は農地を借り受けして、農業経営の安定化を図るためです。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円となります。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は農地法第3条許可の日から令和16年2月26日までの10年間です。

調査書は別紙のとおりです。

ご審議をお願いします。

議長  
(中井会長)  
1番  
(中村委員)

引き続き、担当委員から補足説明を願います。

番号1番、番号2番、番号3番、番号4番について、内容は事務局の説明のとおりであります。場所は、まず、番号1番は〇〇の〇〇さん宅を過ぎた場所にある農地です。

番号2番の場所ですが、同じく〇〇さん宅の横となっております。

番号3番の場所ですが、〇〇より〇〇方面に向かい〇〇を渡って、そこから〇〇位行った所にある圃場となっております。

番号4番の場所ですが、3番の圃場の近くに〇〇さんのご自宅がございまして、〇〇さん宅から道路をまたいで、更にもう一つの道路をまたいだところにある圃場となります。  
よろしく願いいたします。

議長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。  
原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第6、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

番号1番から番号13番について上程します。  
事務局から説明願います。

事務局  
(小柳係長)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。  
令和6年2月27日提出、蘭越町農業委員会会長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買です。10a当たりの価格は田で〇〇円、畑で〇〇円、総額で〇〇円です。対価の支払期限は令和6年3月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年4月

1日です。譲渡理由は、耕作できないためです。  
調査書は別紙のとおりです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は字〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和6年6月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年7月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。  
調査書は別紙のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和6年6月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年7月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。  
調査書は別紙のとおりです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、畑で〇〇円で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和6年3月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年4月1日です。譲渡理由は、耕作できないため農地を譲渡するものです。  
調査書は別紙のとおりです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、10a当たりの価格は田で〇〇円で、総額で〇〇円です。対価の支払期限は令和6年4月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年5月1日です。譲渡理由は、耕作できないため農地を譲渡するものです。  
調査書は別紙のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立

する法律関係は賃貸借です。10a 当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年3月8日から令和9年3月7日までの3年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するためです。調査書は別紙のとおりです。

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和6年11月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年12月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。調査書は別紙のとおりです。

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和6年3月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年4月1日です。譲渡理由は、譲受人の圃場内にある農地を譲渡するためです。調査書は別紙のとおりです。

番号9番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は売買で、総額〇〇円です。対価の支払期限は令和6年11月末日、所有権移転の時期等は、いずれも令和6年12月1日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。調査書は別紙のとおりです。

番号10番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a 当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年3月8日から令和7年3月7日までの1年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するためです。調査書は別紙のとおりです。

番号11番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a 当たりの価格は田で共済水

張面積価格で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年3月8日から令和16年3月7日までの10年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するためです。調査書は別紙のとおりです。

番号12番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年3月8日から令和16年3月7日までの10年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するためです。調査書は別紙のとおりです。

番号13番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年3月8日から令和12年3月30日までの6年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するためです。

ご審議をお願いします。

議長  
(中井会長)

引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

13番  
(近藤委員)

番号1番、先ほど1号議案であった案件です。場所は、先ほど説明したように、〇〇の向かいになります。非常に小さい水田でございますので、このような価格となっております。よろしく願いいたします。

12番  
(坂井委員)

番号2番、番号3番、番号4番については、内容は事務局の説明のとおりであります。2番、3番の場所なのですが、1号議案で説明した場所となります。

番号4番については、〇〇から〇〇を渡りまして、〇〇さんのご自宅の裏の圃場となります。よろしく願いいたします。

14番

番号5番、番号6番について説明いたします。内容は事務局の

(黒川委員)

説明のとおりです。5番の場所については先ほど1号議案で出てきましたけれども、〇〇の手前の圃場となります。ちょうど真ん中に〇〇が走っておりまして、三角の圃場となります。

番号6番の場所については、〇〇の道路を挟んで斜め向かいの圃場となります。

よろしく願いいたします。

11番  
(石井委員)

番号7番については先ほど1号議案で説明のとおり、場所は〇〇から左側に〇〇を曲がり〇〇方面へ〇〇ほど下って行った所の〇〇さんの住宅の裏側の圃場になります。

よろしく願いいたします。

6番  
(伊藤委員)

番号8番から番号13番までご説明いたします。内容につきましては事務局の説明のとおりであります。場所ですけれども、まず8番ですが、〇〇の〇〇から〇〇方面へ〇〇位行った所から〇〇方面へ〇〇ほど入った所にある圃場になります。

番号9番、〇〇の斜め向かいにある圃場になります。

番号10番、〇〇から〇〇ほど〇〇方面に戻った所に〇〇さんの住宅があるのですけれども、その裏の方から〇〇位上がった所にある圃場となります。

番号11番、〇〇の入り口から〇〇位、川沿いに行った所の圃場となります。

番号12番、〇〇の〇〇さんの住宅があるのですが、そこから〇〇ほど〇〇方面へ行った所の〇〇の〇〇沿いにある圃場となります。

番号13番、〇〇の〇〇側に行ったら〇〇ほど〇〇方面へ戻った所から〇〇側の方へ〇〇ほど入った圃場となります。

よろしく願いいたします。

議長  
(中井会長)

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

全委員

質疑なし

議長  
(中井会長)

質疑なしと認めます。  
異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長  
(中井会長)

本案の番号1番から13番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

次の番号14番から番号16につきましては、西元職務代理者が議長となって審議を進めるようお願いいたします。  
暫時休憩します。(〇〇委員退席)

議長  
(西元職務  
代理者)  
事務局  
(小柳係長)

(西元職務代理者 議長席へ)  
再開します。番号14番から番号16番について、上程します。  
事務局から説明願います。

番号14番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年3月8日から令和16年3月7日までの10年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するためです。

番号15番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年3月8日から令和16年3月7日までの10年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するためです。

番号16番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借です。10a当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円で、総額で〇〇円です。契約期間は、令和6年3月8日から令和11年3月7日までの5年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸付を継続するためです。

ご審議お願いします。

議長  
(西元職務代理者)  
6番  
(伊藤委員)

担当委員から補足説明を願います。

番号14番から番号16番まで、ご説明いたします。内容につきましては事務局の説明のとおりであります。場所ですけれども、14番の〇〇番から〇〇番の3筆ですけれども、これは、〇〇から〇〇方面へ〇〇位行った所の道路の右側の圃場になります。〇〇番は〇〇から〇〇位行った所の一番端の圃場となります。続きまして、〇〇番ですけれども、〇〇から〇〇方面に〇〇ほど進んだ所に〇〇の方へ抜ける〇〇があるのですが、そこを〇〇ほど上に上がった所にある圃場となっております。

番号15番は〇〇から〇〇位行った所の圃場となっております。

番号16番は〇〇の〇〇さんの住宅の周りにある圃場となっております。

よろしく願いいたします。

議長  
(西元職務代理者)  
全委員

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

質疑なし。

議長  
(西元職務代理者)  
全委員

質疑なしと認めます。

原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

異議なし。

議長  
(西元職務代理者)

本案の番号14番から16番については、原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

暫時休憩します。(〇〇委員着席)

議長  
(中井会長)

再開します。日程第7、議案第4号 令和6年農作業雇用標準賃金の改定ついてを議題といたします。

第7回総会で、「振興・農政専門委員会」に付託しておりますので、近藤委員長から検討した結果について報告をお願いします。

13番  
(近藤委員)

先ほど、総会前の1時半から振興・農政専門委員会を開きまして令和6年の農作業雇用標準賃金の改定を協議しました。

手作業賃金については去年の10月に道内の最低賃金の改定があり、時給960円となりました。それを受けて、協議の結果、1時間当たりの単価を現行から30円上げて980円とし、日額にすると7,840円となるのですけれども、皆様にご審議いただきたいと思っております。

なお、手作業賃金以外のトラクター作業や、ヘリ防除などの賃金については前年と同じく据え置きとなっております。以上です。よろしくお願いたします。

議長  
(中井会長)

ただ今、近藤委員長から報告がありましたが、ご質問等はありませんか。

全委員

質疑なし。

議長  
(中井会長)  
全委員

報告のとおり、決定してよろしいでしょうか。

異議なし

議長  
(中井会長)

それでは、近藤委員長からの報告のとおり決定することとします。

なお、この賃金表を農家の皆さんに配布することといたします。

日程第8、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局から報告願います。

事務局  
(小柳係長)

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、令和6年2月27日提出、蘭越町農業委員長名。

令和5年1月29日付けで、〇〇さんから〇〇さんより〇〇番について、令和6年2月14日付けで〇〇さんから〇〇さんより〇〇番について相続により所有権を取得した旨の届出があったの

で、報告いたします

議長  
(中井会長)

ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありませんか。

全委員

質疑なし

議長  
(中井会長)

以上で、よろしいですか。

日程9、報告第2号 第2回振興・農政専門委員会について、近藤委員長より報告をお願いします。

13番  
(近藤委員)

先ほど説明いたしました雇用計画の改定を先ほど審議をいたしまして、その前に蘭越町の今後の温暖化に対する取り組みということで、協議したのですけれども、今、施設園芸精算基盤緊急支援事業として、道内予算額195,000千円で周知されています。とりあえずは、その事業にどれだけ乗ることができるかを様子見し、今後何かあればまた協議の場を設けたいと思います。

議長  
(中井会長)

ただ今、近藤委員長から報告がありました内容について、ご質問等ありませんか。

全委員

質疑なし

議長  
(中井会長)

以上で、よろしいですか。

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局  
(高田局長)

次回総会は3月27日(水)午後1時30分からを予定しております。

また、農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配布させていただいております。

その他の報告としましては、2月15日に札幌市で農地業務の研修会が開催されたのですが、その席上で、農地法施行規則の改正が令和5年9月1日に施行され、これにより農地の所有権を取得する者は、農地法第3条許可申請書や届出書に国籍の記載が必要となり、農地権利取得者の国籍確認が必要になったということ

です。

これにより、農地台帳にも所有者の国籍を記載することとなります。

なお、申請者の国籍について農業委員会で把握している場合につきましては、確認するための書類の提示は求めなくても良いとのことです。

以上で私からの報告を終わります。

事務局  
(小柳係長)

私からはまず、総会後開催される農地専門委員会についてです。引き続き、この場所にて行いますので、該当委員の方はそのまま残ってください。

次に山麓地区農業委員会協議会総会についてです。1枚ものの山麓地区協議会の幹事会の次第と書かれたものをご覧ください。記載のとおり、コロナ過以降、4年ぶりに山麓地区の総会が書面ではなく、対面で開催されます。日程は4月9日～10日の1泊2日で、洞爺湖町のホテルにて懇親会込みで行われます。中井会長・西元職務代理・気田委員・中村委員・西田委員の5名で概算の参加報告を予定しております。人数の確定報告は3月の中旬の予定です。

次に来週、3月5日から6日に札幌で行う蘭越町農業委員会委員協議会研修会についてです。9時半役場前出発ですので、その10分前の9時20分までに、役場正面玄関前に集合してください。その後昼食の後にホテルに到着し、そのホテル内の会議室にて、北海道農業会議の佐藤部長による講演を予定しております。

以上です。

議長  
(中井会長)

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第8回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時55分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを  
証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟